

議案第 5 8 号

さいたま市生活環境の保全に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市生活環境の保全に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 2 月 4 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市生活環境の保全に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成 2 0 年さいたま市条例第 4 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 1 2 5 条 第 4 4 条、第 4 8 条第 1 項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）、第 7 8 条第 1 項又は第 8 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。	第 1 2 5 条 第 4 4 条、第 4 8 条第 1 項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）、第 7 8 条第 1 項又は第 8 4 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 1 0 0 万円以下の罰金に処する。
第 1 2 6 条 第 4 7 条第 5 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>拘禁刑</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。	第 1 2 6 条 第 4 7 条第 5 項の規定による命令に違反した者は、1 年以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。
第 1 2 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) [略]	第 1 2 7 条 次の各号のいずれかに該当する者は、6 月以下の <u>懲役</u> 又は 5 0 万円以下の罰金に処する。 (1)～(4) [略]
2 過失により、前項第 1 号の罪を犯した者は、3 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は 3 0 万円以下の罰金に処する。	2 過失により、前項第 1 号の罪を犯した者は、3 月以下の <u>禁錮</u> 又は 3 0 万円以下の罰金に処する。
3 [略]	3 [略]
第 1 2 8 条 第 4 7 条第 2 項、第 5 6 条第 3 項若し	第 1 2 8 条 第 4 7 条第 2 項、第 5 6 条第 3 項若し

くは第4項若しくは第57条第3項の規定による命令に違反した者又は第57条第4項の規定に違反した者は、6月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。 第129条 第40条第1項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）又は第42条第1項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>拘禁刑</u>又は30万円以下の罰金に処する。	くは第4項若しくは第57条第3項の規定による命令に違反した者又は第57条第4項の規定に違反した者は、6月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。 第129条 第40条第1項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）又は第42条第1項（ばい煙又は汚水等に係るものに限る。）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、3月以下の<u>懲役</u>又は30万円以下の罰金に処する。
--	--

（さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市再生資源物の屋外保管に関する条例（令和5年さいたま市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- （1）改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- （2）改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- （3）改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（許可の基準等） 第9条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号（同条第4項の更新の場合にあつては、第1号及び第2号）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可をしてはならない。 （1）〔略〕 （2）前条第1項の許可に係る申請をした事業者（以下「申請者」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。 ア 〔略〕 イ <u>拘禁刑</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ウ～ス 〔略〕 （3）〔略〕 2・3 〔略〕 （罰則） 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>拘禁刑</u>又は100万円以下の罰金に処す	（許可の基準等） 第9条 市長は、前条第1項の許可の申請が次の各号（同条第4項の更新の場合にあつては、第1号及び第2号）のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同条第1項の許可をしてはならない。 （1）〔略〕 （2）前条第1項の許可に係る申請をした事業者（以下「申請者」という。）が、次のいずれにも該当しないこと。 ア 〔略〕 イ <u>禁錮</u>以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者 ウ～ス 〔略〕 （3）〔略〕 2・3 〔略〕 （罰則） 第27条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の<u>懲役</u>又は100万円以下の罰金に処する。

る。 (1)～(4) [略]	(1)～(4) [略]
第28条 第9条第3項（第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、第10条第1項及び第2項並びに第15条第1項の基準に適合していると認められる前に、屋外保管事業場を使用した者は、6月以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第28条 第9条第3項（第11条第2項で準用する場合を含む。）の規定に違反して、第10条第1項及び第2項並びに第15条第1項の基準に適合していると認められる前に、屋外保管事業場を使用した者は、6月以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

（さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部改正）

第3条 さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例（平成14年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（罰則） 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略]	（罰則） 第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の <u>懲役</u> 又は10万円以下の罰金に処する。 (1)～(3) [略]

（さいたま市消防団条例の一部改正）

第4条 さいたま市消防団条例（平成13年さいたま市条例第282号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(欠格条項)	(欠格条項)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 〔略〕 (分限等) 第7条 〔略〕 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。 (1) 前条第1号に該当するとき。 (2) 〔略〕	第6条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 (2) 〔略〕 (分限等) 第7条 〔略〕 2 消防団員は、次の各号のいずれかに該当するときは、その身分を失う。 (1) 前条各号（第3号を除く。）のいずれかに該当するとき。 (2) 〔略〕
--	--

(さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正)

第5条 さいたま市消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（平成13年さいたま市条例第284号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(退職報償金支給の制限) 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 〔略〕	(退職報償金支給の制限) 第8条 退職報償金は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支給しない。 (1) 禁錮以上の刑に処せられた者 (2)～(5) 〔略〕

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。ただし、第4条中第7条第2項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。